

女性活躍推進法に基づく『一般事業主行動計画』

女性社員が管理職として活躍し、男女共に多様な働き方ができる職場環境を推進するため、またその有する能力を十分に発揮できるようにする事を目的とし、以下の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日まで

2. 目標と取組内容

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標 1：女性労働者が参画できる将来の育成を目的とした教育訓練や会議等を実施し、女性社員の 30%以上が参加することにより、キャリア形成を促進する

<取組内容>

- 2026 年 4 月～ 将来のリーダー候補の育成を目的とした研修を実施し、女性労働者の参加を促進する
- 2026 年 4 月～ 女性活躍推進施策（グループ施策）への参加を促進し、メンター制度および面談やアンケート等を実施する
- 2026 年 4 月～ 全部署が連携する会議や交流会を定期的を開催し、社員全員から意見を集約することにより、業務改善を推進し、長期的に働きやすい職場環境の整備を図る

職業生活と家族生活との両立に資する雇用環境の整備

目標 2：ライフイベントと仕事を両立しながら、男女ともに安心して働き続けられる雇用環境を整備し、男女とも平均勤続年数 10 年以上を目指す

<取組内容>

- 2026 年 4 月～ 家庭と仕事を両立できる働き方の整備を図るため、スライド勤務や時間短縮勤務等の柔軟な働き方に関する制度について周知を行い、利用促進を図る
- 2026 年 4 月～ 育児・介護・治療等を理由とした時間短縮勤務やテレワーク等、男女ともに利用しやすい制度として運用する
- 2026 年 4 月～ 育児休業等の取得前後において上長との面談を実施し、職場復帰後も継続的にキャリア形成が図れるよう支援する
- 2026 年 4 月～ 年齢性別に関わらず、長期的なキャリア形成を支援するため、キャリア面談を毎年必ず定期的を実施する